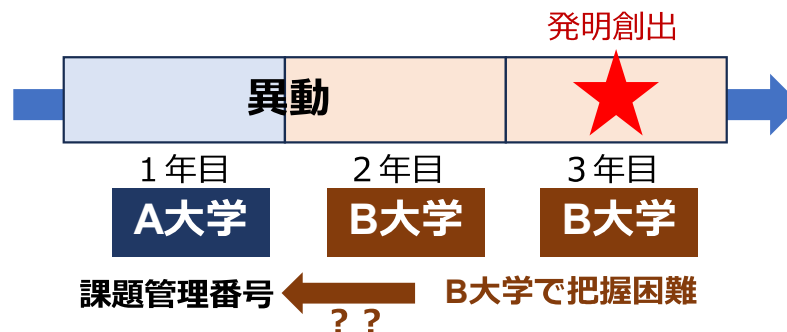


課題担当研究者が異動した場合の対応

課題担当研究者が他機関へ異動し、異動先で引き続き採択された場合に、異動先にて発明を創出したときの「契約初年度」の考え方

※ 形式的に「契約初年度」とすると、異動前の年度が契約初年度となります。しかし、異動先において異動前の機関における課題管理番号を把握することが困難であるという状況があり、以下のとおりの対応とします。



このような場合、課題担当研究者が発明創出した際に属する機関に異動した年を「契約初年度」として、その年度の課題管理番号に基づき知財様式等の対応をお願いします。

右図のように、課題担当研究者がA大学からB大学へ異動し、異動後に発明を創出した場合



知財様式3

2年目の課題管理番号

課題担当研究者が異動した年を契約初年度としてください。



2年目を契約初年度として、2年目の課題管理番号に基づいて、知財様式等を提出してください。

